

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	「別所ふれあい地区」構想	
要望事項 (事項名)	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1008010	
提案主体名	三木市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の4つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>三木市では、農村地域で人口減少が進み農業後継者不足はもとより、廃屋や耕作放棄地が出現するなど、農村社会の維持が大きな課題となっている。このたび提案する「別所地域」については、その人口が平成47年ごろには平成17年に比して60%にまで減少し、65歳以上の高齢化率も41.5%まで上昇すると予測される。</p> <p>そこで、市の総合計画において農村地域の元気を維持するために、別所地域の集落地、幹線道路沿道及び周辺農地(全地面積約80ha)を、「別所ふれあい地区」に位置づけ、別所地域の農村の活力維持を進めようとするものである。</p> <p>提案理由:</p> <p>別所ふれあい地区内の農地は、農業振興地域農用地区域に指定されており、農用地区域を変更する場合、現行法で厳しく制限され農村を維持するために必要な魅力ある地区づくりを計画的に進めることができない状況にある。</p> <p>そこで、本特例措置により、法律に定める「必要かつ適当」な要件に、「地域活性化を目的とする計画」を含めることにより、市の土地利用計画に位置づけている「別所ふれあい地区」を対象とした計画的な農用地区域の変更を可能とし、農村を維持するために必要な魅力ある地域づくりを計画的に進める。</p> <p>そして、農業後継者など若者の雇用と定住を促進し、耕作放棄地の解消、優良農地の維持・保全を図り、農村社会全体を活性化させ、将来にわたり生産コミュニティの持続可能な発展をめざす。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	過疎地域における農事組合法人の事業範囲の拡大	都道府県	島根県	
		提案事項管理番号	1009010	
<b>提案主体名</b>	島根県			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>農事組合法人は、農業経営及びこれに付帯する業務に事業範囲が制限されているが、過疎地域に所在地を有する農事組合法人は、以下の事業ができる措置を願う。</p> <p>①地域の生活支援や環境保全に関すること</p> <p>②地域の文化の継承に関すること</p> <p>③人材育成や地域資源を活用した地域活性化に関すること</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p><b>【具体的事業の実施内容】</b></p> <p>①地域の生活支援や環境保全に関すること (空き店舗運営、高齢者輸送、冠婚葬祭、雪下ろし等)</p> <p>②地域文化の継承に関すること (神楽等伝統文化保存、お祭り運営等)</p> <p>③人材育成や地域資源を活用した地域活性化に関すること(人材研修事業、民泊、観光業等)</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>過疎地域では、店舗の撤退や路線バス等公共交通機関の便数の減少等住民生活に関連する多くの課題を抱えているが、民間企業の参入によって、これらの課題を解決するには限界がある。</p> <p>一方、県内の多くの市町村には、地域の維持・活性化を主目的とした農事組合法人が多数存在するが、農協法の規制により農業以外の事業は制限されている。</p> <p>そこで、農事組合法人の事業規制が緩和されれば、地域社会を維持・発展させるしくみづくりが進み、雇用の創出や定住面での効果も期待できる。</p> <p>また、現在、農林水産省では、生活支援や環境保全活動をする地域マネジメント法人を全国各地に設立し、支援する考え方を提示しているが、この規制が緩和がされれば、こうした取り組みも進展し、地域の活性化に貢献する。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	土地改良区賦課金に係る滞納整理、滞納処分等事務の全ての代行業務	<b>都道府県</b>	青森県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1015010	
<b>提案主体名</b>	青森県土地改良事業団体連合会			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>現行法では、土地改良区の理事が地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができると規定されているが、青森県土地改良事業団体連合会(以下「本会」という。)が青森県内の土地改良区賦課金に係る滞納整理、滞納処分等事務の全てを代行できるようにすること。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会は、土地改良区等の利益を増進することを目的として設立され、滞納処分に関する専門的知識を有している滞納整理員、顧問弁護士等を抱えており、本会が滞納処分の全てを代行をすれば、迅速かつ積極的な滞納処分を実施でき、抜本的な未収賦課金の解消に繋がる他、訴訟リスクも大幅に軽減できるため提案するものである。</li> </ul> <p>提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米価の低迷等の影響を受ける県内土地改良区の運営基盤の弱体化が顕在化しており、本来業務に支障を来たすなど看過できない状況である。</li> <li>・ 農村社会特有の地縁、血縁の繋がりから、土地改良区理事が滞納者に対して差押え等を実施できず、組合員に対する賦課金徴収の不公平感が顕在化している。</li> <li>・ 県内の土地改良区理事は、滞納処分に関する個別、専門的な知識が不足なため、的確な財産調査や債権回収可能な財産の特定ができない他、訴訟を恐れている。</li> <li>・ このような状況の中で、本会に対して滞納処分等事務の全ての代行業務の要望が多くの土地改良区から寄せられていることから、第三者の介入が必要と判断し、本会が代行を実施できるよう今般提案するものである。</li> </ul> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会の代行により、未収賦課金が大幅に減少し、土地改良区の運営基盤が強化され、組合員の負託に応える新規の土地改良事業の検討も可能となる。</li> <li>・ 本会が代行することで、滞納処分の着手及び公売が可能となり、自主納付が促進される。</li> <li>・ 土地改良区職員が、本来業務に専念でき、組合員からの苦情が減少する。</li> <li>・ これまで納期内納付をしてきた組合員が、土地改良区への信頼感を取り戻せる。</li> </ul>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	<b>都道府県</b>	兵庫県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1026060	
<b>提案主体名</b>	兵庫県			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。農地法等改正法の附則では、改正法施行後5年を目途として、検討を加えることとされているが、あえて5年もの期間をおくことなく実施は可能と考える。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う う大学獣医学部の設置の認可	都道府県	愛媛県	
		提案事項管理番号	1030010	
提案主体名	今治市 愛媛県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備地区に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核として地域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増しているが、わが国ではペット産業の隆盛が当該分野への人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。大学の獣医学部は現在全国 930 人の定員の内、西日本には国公立大学の 165 人しか割り当てがなく、意識調査に回答のあった四国の公務員獣医師の 85%が偏在を認識しているが、四国には1つも獣医学部がないことから、研究拠点や卒後研修機関もないため、上記分野の獣医師確保は危機的な状況にある。このため、こうした課題に対応する教育課程や教員配置を行う大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。この獣医学部に入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせることで、四国への人材供給を促す。また、農水省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物の高次医療の展開に貢献できる。併せて、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	一般企業による農地取得(所有権の取得)に関する 規制の緩和	都道府県	東京都	提案事項管理番号	1040030
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所				

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>一般企業(農業生産法人以外の法人)による農地等の権利取得については、農地法の規定により所有権の移転については許可することができないとされているところ、これを可能とすることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本年12月より施行される新農地法においては、一般企業(農業生産法人以外の法人)が農地を借り入れ、農業参入することが全国的に可能となるが、さらに、一般企業による農地の購入(所有権の取得)を可能とすることによって、自己所有による有効利用の促進、隣接農地の購入による規模拡大が図られ、大規模効率化農業による穀物を中心とする我が国農産品の価格競争力強化、一般企業の農業参入促進による新たな担い手の確保、食料自給率の向上と食料の安定供給の確保に資するものと考えられる。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	農地を養鯉池にする際の農地転用許可不用	<b>都道府県</b>	新潟県
		<b>提案事項管理番号</b>	1043010
<b>提案主体名</b>	小千谷市		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>既存の耕地の維持と耕作放棄地の解消により地域活性化を図るため、耕作放棄地やそれに隣接し耕作放棄地になる可能性のある農地及び既に水田養鯉池として利用されている農地を限定条件に、養鯉池に使用する場合は、地目を農地のまま使用する規制緩和を願いたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>(提案内容)</p> <p>「錦鯉」の生産の維持発展により、地域の既存の耕地の維持と耕作放棄地の解消及び、地域活性化や里山の保全を図るため、耕作放棄地や耕作放棄地に隣接し、今後数年以内に耕作放棄地になる可能性のある農地及びすでに水田養鯉池として利用されている農地を限定条件に、養鯉池(コンクリート等の永久構造物による養鯉池は除く)に使用する場合は、地目を農地のまま使用できるものとする。</p> <p>(提案理由)</p> <p>当市の「錦鯉」の生産は、中山間地農業の副業として農家の生活を支え、錦鯉生産者は農家が守り続けて来た農道・農業用水等の農業施設を共に維持管理することで、地域農業を支えてきた。</p> <p>しかし、「中越地震」により殆どの「養鯉池」が失われ、その後 復旧可能な「養鯉池」は復旧いたしましたが、甚大な被害のため復旧を諦めたり、水源等の問題により復旧出来ない「養鯉池」が数多くある。</p> <p>この様な現状から、錦鯉生産者が中山間地の「養鯉池」を離れ、この結果それまで農家と共に守ってきた地域の農道・農業施設の維持管理が出来なくなり、先祖伝来守り抜いて来た農地での耕作を諦め、結果として耕作放棄地の拡大に繋がっている。</p> <p>このため、限られた地域で一定条件のもと農地のまま「養鯉池」として利用することで、耕作放棄地の進行防止と解消に繋がると共に、地域の生活の維持に貢献出来るものと確信している。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。	<b>都道府県</b>	愛知県
		<b>提案事項管理番号</b>	1047040
<b>提案主体名</b>	株式会社 玉越		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省 国土交通省
--------------------	----------------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあつては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化及び、継承者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の類が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる、このため娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2 等排出量について、2020年までに 25%減(1990年比)」の達成に寄与できるものである。</p>



## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一般事業法人の農地取得	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1048120
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>一般事業法人についても農地リースのみならず、農地の「取得」について認めて頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>先般の農地法改正で「農地リース」は可能となったが、一般事業法人の農地取得についても可能とし、土地の取得制限がなくなることで企業参入が活発になり、農業におけるビジネス化が活性化される。</p> <p>現在の排他的な風土と企業参入の障壁を改善し、リース契約で返却というリスクをなくす。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	農協の4分社化	①営農事業会社(営農指導・販売・購買) ②共済事業会社 ③信用事業会社 ④生活・福祉関連事業会社 上記分社化された①営農事業会社に 直接農業の経営を行う権限を付ける。	<b>都道府県</b>	神奈川県
			<b>提案事項管理番号</b>	1048130
<b>提案主体名</b>	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業・営農指導を行う会社)②共済事業会社③信用事業会社④生活・福祉会社(生活に関する販売・購買事業・冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)の4社に分社化する。</p> <p>上記で分社化された営農事業会社に直接農業経営を行う権限を付け加え、農地を取得し、農作業員を雇い、直接耕作を行えるようにする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業・営農指導を行う会社)②共済事業会社③信用事業会社④生活・福祉会社(生活に関する販売・購買事業・冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)の4社に分社化することにより、それぞれの事業の専門性を高め、他の民間サービスとの競争によりサービスのレベルを向上を促す。</p> <p>上記で分社化された営農事業会社に直接農業経営を行う権限を付け加え、農地を取得し、農作業員を雇い、直接耕作を行えるようにすることにより、農地取得により耕作放棄地の減少、農作業員の雇用の増加を促す。また、各単位農協元にした営農事業会社が各地に誕生することにより地域間での競争や他の農業生産法人をの競争が生まれ農業経営の向上を促す。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	
要望事項 (事項名)	植物の輸出及び輸入等にかかる検疫手続、検査要件の緩和	都道府県	長崎県	
		提案事項管理番号	1049030	
提案主体名	対馬市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現行法で規定されている植物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う植物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。</p> <p>提案理由:</p> <p>離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。</p> <p>しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。</p> <p>代替措置:</p> <p>外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と植物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。</p> <p>船舶の資格変更に伴う弊害:</p> <p>釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。</p>

## 10 農林水産省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	
要望事項 (事項名)	動物の輸出及び輸入等にかかる検疫手続、検査要件の緩和	都道府県	長崎県	
		提案事項管理番号	1049040	
提案主体名	対馬市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現行法で規定されている動物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う動物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。</p> <p>提案理由:</p> <p>離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。</p> <p>しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。</p> <p>代替措置:</p> <p>外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と動物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。</p> <p>船舶の資格変更に伴う弊害:</p> <p>釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。</p>